

2016年3月22日

茨木市長選挙立候補予定のみなさま

茨木市障害者差別禁止条例の制定について（公開質問状）

茨木障害フォーラム（IDF）

代表 宮林 幸子

拝 啓

陽春の候、時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

みなさまにおかれましては、日頃から茨木市の障害施策にご尽力たまわり敬意を申し上げます。

さてこの度、2016年4月3日に告示されます茨木市長選挙に伴い、立候補予定のみなさまに標記条例制定についての公開質問状をお送りさせていただいた次第です。

障害者のインクルーシブに関連する動きでは、2006年12月に国連で「障害者権利条約」が採択されました。我が国では、2007年9月に条約に署名し、批准に向むけて国内法の整備が進められました。2014年1月、ようやく条約を批准し、2016年4月には「障害者差別解消法」が施行されます。

しかし、インクルーシブ社会を実現するには課題が山積みで、茨木市においても障害者差別禁止条例の制定がいそがれます。

そこで、立候補予定の方々に「茨木市障害者差別禁止条例」の制定についておよび関連する障害者施策についてご質問させていただきます。つきましては、真摯なご回答を頂きますようお願い申し上げます。

たいへんご多忙と存じ上げますが、ご理解たまわりますよう重ねてお願い申し上げます。

尚、ご回答は、FAXにて4月1日（金）17時までにご送りくださるようお願いいたします。

敬具

回 答 先 : FAX 072-623-9203

問合せ先 : NPO法人いばらき自立支援センター内 担当 六條友聡

茨木市駅前1丁目4-14 エステート茨木3階

携 帯 080-2401-7288

FAX 072-623-9203

以上

茨木市障害者差別禁止条例の制定について（公開質問状）

茨木障害フォーラム（IDF）

1. 茨木市における障害者差別禁止条例等の制定について

2014年1月20日、日本政府が国連「障害者権利条約」を批准しました。

また、2016年4月には、「障害者差別解消法」「改正障害者雇用促進法」が施行され、障害を理由とする差別の禁止と合理的配慮の提供を義務付けられます。

こうした状況のもとで、茨木市としても「障害者権利条約」の理念を具体化していくための障害者差別禁止条例の制定など積極的な対応が求められますが、以下どのお考えですか。

- ①茨木市における「障害者差別禁止条例」の制定の必要性について、どのようにお考えですか。
- ②茨木市における「手話言語条例」の制定の必要性について、どのようにお考えですか。

2. 茨木市役所での障害者雇用について

障害のある人の雇用においても「差別禁止」「合理的配慮の提供」が求められます。茨木市役所での障害者雇用について、どのようにお考えですか。

3. 65歳問題について

障害者総合支援法第7条に規定されている介護保険優先原則により、障害福祉サービスを利用していた障害のある人が、65歳（特定疾患の場合は40歳）になると介護保険サービスへの移行を迫られ、障害福祉サービスとは異なる仕組みによる要介護認定によりサービス支給量が減少したり、利用料が発生するなどのいわゆる「65歳問題」が、広がっています。

65歳以上（特定疾患の場合は40歳以上）の障害のある人への支援については、当事者の意向を十分に反映し、移行時に大きなサービス量の変更が行われないよう柔軟な対応が求められますが、どのようにお考えですか。

4. 障害のある人の地域生活について

①24時間介護を必要とする障害のある人への支給決定

ホームヘルパーの支援などを受けて一人暮らしをしている障害のある人について、24時間介護が必要な人であっても、24時間のサービス支給決定はされません。そのため、ボランティアの協力で何とか対応しており、夜間は一人で過ごすというリスクの高い生活を余儀なくされています。障害のある人が、地域で生活していく上で必要な支援サービスの支給決定について、どのようにお考えですか。

- ②ガイドヘルパーを利用して社会参加をしていますが、制度の壁に阻まれ本人のニーズが満たされていない現状をご存知ですか。

5. 医療について

- ①重度の障害者が安心して地域で生活するには医療や福祉サービスが充実している事だと思います。市内には障害者の救急医療、機関がなく、他市に搬送されているのが現状です。（障害者だけではなく）又特に長期入院の場合、親の付き添いにも限界があります。親と同じ立場で交替できるようなヘルパーさんの利用を認めて下さい。ぜひ、市内で受診できる市民総合病院の建設をお願いします。
- ②視覚障害者の通院時における院内での移動や入院中の介護、一時帰宅の際、医療機関での介護となっていますが、現実的には困難な状態にあります。院内でも同行援護やホームヘルプサービスを受けられるよう、柔軟な制度利用を求めます。

6. 市民会館について

昨年末をもって市民会館が廃館となりました。会議室の利用等で不便を感じています。今後の建設の予定について、どのようにお考えですか。

以上

※ご回答は、別紙にてお願いします。

※選択肢のある質問については、該当する番号に○印をお願いします。

茨木市障害者差別禁止条例の制定について（公開質問状）へのご回答

御名前（）

1. 国連「障害者権利条約」について

1-①

1. 茨木市としても障害者差別禁止条例の制定を検討していくべき
2. 茨木市として障害者差別禁止条例の制定は必要ない
3. どちらとも言えない
4. その他

その理由

1-②

1. 茨木市としても手話言語条例の制定を検討していくべき
2. 茨木市として手話言語条例の制定は必要ない
3. どちらとも言えない
4. その他

その理由

2. 茨木市役所での障害者雇用について

1. 茨木市役所の障害者雇用のあり方を抜本的に見直すべき
2. 茨木市役所の障害者雇用は、現在のままでいい
3. どちらとも言えない
4. その他 ()

その理由

3. 65歳問題について

1. 機械的に介護保険サービスを適用するのではなく、柔軟に対応すべき
2. 本人の意向に関わらず、介護保険サービスの利用を優先すべき
3. どちらとも言えない
4. その他 ()

その理由

4. 障害のある人の地域生活について

4-①

1. 茨木市としても24時間介護が必要である。
2. 茨木市の上として24時間介護が必要ではない。
3. どちらとも言えない
4. その他

(

)

その理由

4-②

1. ガイドヘルパー利用の現状を知っていた。
2. ガイドヘルパー利用の現状を知らなかった
3. どちらとも言えない
4. その他

(

)

その理由

5. 医療について

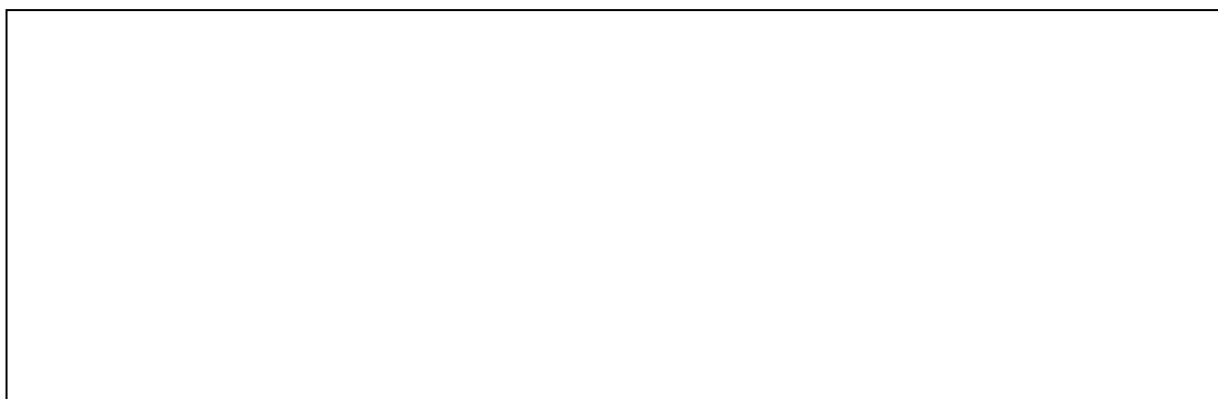
5-①入院時のヘルパー利用と障害のある方が受診できる市民総合病院の建設について



5-②同行援護について



6. 市民会館について



ありがとうございました。
茨木障害フォーラム（IDF）